

### 3. 各県における防災対策運営マニュアルの概要について

#### 3. 1 徳島県

##### 徳島県土木部防災対策運営マニュアル概略

#### 3. 1-1 目的と概要

##### (1) 目的

大規模災害被災県としての対応及び大規模災害救援県としての対応について、その各々の円滑な活動のための具体的な内容とその動き方を記載する。

徳島県地域防災計画と本マニュアルにより、防災・災害対策にかかる活動の具体的指針とする。

##### (2) 摘要

本マニュアルは、第3非常体制（地震・津波その他風水害等の大規模災害）による災害に速やかに対処するため、地震等の発生情報の把握から直後の連絡及び参集、防災体制、参集者把握と職員・家族の安否確認、情報収集、所管施設点検、応援、支援態勢等、初動時になすべき事項をマニュアルとして定めたものである。したがって第3非常体制に至らない第2・第1非常体制の場合には、被災状況に応じて本マニュアルの必要な部分を適宜抜粋し、活用することとする。

#### 3. 1-2 災害規模等による土木部体制

##### (1) 災害対策本部の体制

###### 1) 徳島県災害対策本部・支部編成

(※ マニュアル参照)

###### 2) 災害対策本部・土木部の体制

(※ マニュアル参照)

##### (2) 災害場所・規模による災害対策本部・土木部の体制

###### 1) 災害対策本部・土木部（以下土木部本部）体制

○災害対策本部・土木部（以下土木部本部）体制の流れ

(※ マニュアル参照)

○大規模災害の定義について

県下広域において、県民の生活に重大な支障をきたすような災害が発生し、土木部本部長が非常事態と判断したとき。

○大規模災害と思われる被災例

	被害内容	被災の規模と状況
河 川	<ul style="list-style-type: none"><li>・破堤</li><li>・浸水</li><li>・ダムの決壊</li><li>・堤防の亀裂、沈下、崩壊等</li></ul>	人命・財産に重大な影響を及ぼす場合
道 路	<ul style="list-style-type: none"><li>・幹線道路の通行不能（橋梁、トンネルの損壊）</li></ul>	人命・財産に重大な影響を及ぼす場合

港 湾	・港湾機能の麻痺（岸壁の沈下、崩壊等）	経済活動に重大な影響が生じた場合
砂 防	・大規模地滑り、土石流、傾斜地崩壊	人命・財産に重大な影響を及ぼす場合 広範囲被災が生じ大規模な大規模2次災害の恐れがある場合
一 般	・住居等の倒壊 ・ライフラインの破壊 ・大規模沈下（液状化） ・死亡者が出た時 ・官公庁施設の倒壊 ・被災状況把握が困難な状況	例えば事務所から何も連絡が入らない場合等

### (3) 土木部各班の職員配備と配備内容

(※ マニュアル参照)

### (4) 土木部・救援対策室と現地救援班派遣フロー

(※ マニュアル参照)

#### 1) 土木部・救援対策室（以下救援対策室）設置基準項目

第3非常体制に相当する災害が近隣地で発生し、土木部本部長が必要と判断した場合

近隣地からの救援要請、または地方建設局から被災県への救援要請があった場合

#### 2) 救援対策室継続基準項目

先発隊からの報告（地方建設局及び他の救援県を含めた全体的な状況判断による）により判断する

#### 3) 急を要すると判断される場合は、救援対策室は先発隊からの連絡にかかわらず救援出動命令を出すことができるものとする「四国における大規模災害時の救援に関する申し合わせ（H7.6.5）」より、土木部本部長判断により先発隊を送らずに救援隊派遣を行うことができる。

## 3. 1-3 土木部・指令班と救援対策室の業務内容

### (1) 土木部・指令班の業務内容

#### 1) 被災県の場合

○被災県の立場における組織図

(※ マニュアル参照)

○被災県の立場における指示・要請系統図

(※ マニュアル参照)

○土木部本部における指令班の分掌事務

(※ マニュアル参照)

#### 2) 救援県の場合

○救援県の立場における組織図

(※ マニュアル参照)

○救援県の立場における指示・要請系統図

(※ マニュアル参照)

○救援対策室の分掌事務

(※ マニュアル参照)

(2) 配備編成計画・班別分掌事務・勤務時間外等緊急連絡系統図

土木部の「配備編成計画」・「班別分掌事務」・「勤務時間外等緊急連絡系統図」を別冊に記す。

※人事異動等により土木部体制に変更が生じた場合は、「配備編成計画」・「班別分掌事務」・「勤務時間外等緊急連絡系統図」の新体制の組織づくりを速やかに作成する。

### 3. 1-4 大規模災害時の初動態勢

(1) 土木部本部の設置

1) 土木部本部設置と指示・報告系統

○土木部・連絡系統図

(※ マニュアル参照)

2) 関係機関連絡系統

○関係機関・連絡系統図

(※ マニュアル参照)

3) 応急復旧状況の周知

(※ マニュアル参照)

(2) 職員の参集

1) 職員の参集

職員の勤務時間外の参集については、あらかじめ定められた参集基準に基づき行う。

○職員の参集行動フロー

(※ マニュアル参照)

2) 参集時の行動

参集時には安全に十分留意するとともに、参集途中の被災状況の把握に努めること。

参集時には必要な携帯品を準備すること。

(※ マニュアル参照)

3) 参集者把握

職員の参集者把握は、すべてに優先して行う必要がある。

参集者把握を行うために、参集した職員各自が責任を持って参集者名簿に登録する。

参集者は、自分の所属・氏名・被災状況及び家族の避難状況などを参集者名簿に記入する。

総務担当は各班をとりまとめ、速やかに指令班総務係へ報告する。

○参集直後の総務担当の行動の流れ

(※ マニュアル参照)

(3) 初動態勢

1) 庁舎の状況把握

震度4以上の地震が発生した場合、庁舎・設備の状況を把握し、不備や不測の事態が生じないことを確認した上で行動を行う。

○庁舎・設備状況把握の流れ

(※ マニュアル参照)

2) 人員配備

防災業務の円滑な遂行を図るため、初動時に参集した職員の集合状態を速やかに把握し、優先度に応じた班編成及び配備を行うものとする。

指揮・命令する人は、初期参集した人数が少人数の場合は、優先度、緊急度の高い業務への班編成を行い、人数が増えた時点で順次班編成を見直すものとする。

指揮・命令等に基づく指示の報告・回答は、防災態勢上重要である。このため、必ず指揮・命令毎に報告・回答の必要可否と責任者を定めておくこと。

○班構成及び人員配備の流れ

(※ マニュアル参照)

3) 職員等安否確認

防災業務遂行のために、まず土木部本部長（実施班長）は、職員等及び職員等の家族の安否確認を十分行うこと。

本務勤務地に参集できない職員、被災して参集できない職員、出張等の職員などの安否確認を行い、参集者と併せて職員等の安否を速やかに把握すること。

また、職員等が安心して業務を遂行できるよう、家族の安全確認、家族との連絡維持がなされるよう特に配慮するものとする。

○安否確認作業の流れ

(※ マニュアル参照)

4) 情報の収集

防災業務にあたり、土木部本部長（実施班長）は、情報の収集と得られた情報の一元管理、情報の共有化、情報の更新を十分責任を持って行うことが重要である。

土木部本部長（実施班長）は、情報の収集に努めるとともに、その後の事態の推移に応じて情報内容の更新を隨時図るものとする。

特に災害発生直後の被災状況を正確かつ迅速に把握するために、多角的な方法で情報の収集に努めるものとする。

○情報の種類

情報の種類	内 容
基礎情報	震度分布、津波情報、台風進路予報等に関する情報（気象協会、テレビ等）
施設情報	所管施設、庁舎、通信設備・情報機器等の被害情報に関する情報
一般情報	ライフライン等の被害状況、公共交通機関、住宅、土砂崩れ、火災等に関する情報
交通情報	道路規制、迂回路等に関する情報（緊急輸送路等）
安否情報	職員及び家族の安否等に関する情報
応援支援情報	応援・支援（人員、資機材、物資等）に関する情報

○情報の収集手段と方法

災害等発生後の初期における情報は、次の方法によって収集するものとする。

(※ マニュアル参照)

○情報の収集・整理

収集した情報の共有化と更新は次の要領で把握する。

(※ マニュアル参照)

・情報の収集・分析

　　情報の整理・分析作業の流れ

(※ マニュアル参照)

## 5) 情報の共有化

### ○共有する機関と収集機関

(※ マニュアル参照)

### ○共有する内容、方法

(※ マニュアル参照)

## 6) 情報の伝達

土木部本部長（実施班長）は、被災状況、道路交通情報、緊急対策活動などの収集した情報の共有化を図るため、双方において、速やかに確実な方法で伝えるものとする。

### ○土木部本部・実施班の状況把握の流れ

(※ マニュアル参照)

## 7) 応急対策活動

### ○被災状況調査

災害後に必要となる復旧の対象及び水準は、災害後の時期区分によって変化するため、それぞれの段階に応じた復旧を進めることが重要である。

#### ・災害復旧の進め方フロー

(※ マニュアル参照)

### ○被災状況調査

被災状況は、地震・台風・津波等災害原因により異なるが、人命・財産又は経済活動等への影響を考慮し、重要性の高い施設から被災状況を調査する。

(※ マニュアル参照)

### ○緊急復旧対策

(※ マニュアル参照)

### ○整理・報告

(※ マニュアル参照)

## 8) 土木部内部の連絡・調整

被害状況、応急対策活動状況等の情報交換や災害対応活動については、内部で連絡・調整を絶えず図り、情報の共有化を進め共通認識、共通の方針をもって臨むものとする。

### ○土木部内部間での連絡及び調整項目の流れ

(※ マニュアル参照)

## 9) 被災実施班（被災土木事務所）への救援

### ○救援に関する連絡系統図

(※ マニュアル参照)

### ○土木部内対応可能の場合の救援要請フロー

(※ マニュアル参照)

### ○救援受入れ窓口の開設

・指令班の判断により救援受入れを決定した場合には被災実施班は救援受入れ窓口を開設する。（災害対策本部判断「現地救援対策本部」を設置）

1. 救援受入れ決定後は、指令班は速やかに現地派遣隊を編成する。

2. 救援受入れ窓口は、指令班被災班救援要請係が窓口となる。（災害対策本部と調整）

3. 指令班現地応援係現地派遣隊、及び救援受入れ窓口の健康管理及び携行品の支給等については指令班総務係が担当する。

・現地救援対策室に配備するもの

1. 冷暖房器

2. コピー
3. FAX
4. 携帯電話（救援者の数）
5. テレビ
6. 筆記用具
7. お茶等
8. 地図
9. 携帯ラジオ

場合によっては、仮設宿泊所を設置する。

・実施班（土木事務所）にあっては救援受入れのための仮設宿泊所の設置を行うことがある。

#### 10) 緊急輸送路及び迂回路の選定

緊急輸送路及び迂回路の選定にあたっては、災害対策本部（警察等）徳島工事事務所等国の機関と協議・調整を図る。

・緊急輸送路及び迂回路の選定フロー

（※ マニュアル参照）

#### 11) 広報

被災地域における所管施設の復旧活動などについて、マスコミをはじめ施設利用者、近隣住民などに対して適時適切な広報を行うことが重要である。

特に災害時は新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディアに対し、被害状況、復旧の見通し等について定期的に発表し、かつ情報発信窓口の一元化を図ることが大切である。

また、大災害時は現地プレスセンター等を設置し、専任の広報担当者を常駐させる等の処置も重要な広報手法となる。

土木部においては、情報の一元化のため指令班・広報記録係が担当し、災害対策本部のプレスセンターとの調整を図る。

#### （4）指揮・命令・指示・指令

指揮命令権者は知り得る情報と必要な対策等を総合的に判断し、状況に応じた的確な指揮・命令及び班編成を行う。

指揮・命令ごとに、結果報告・回答の可否と責任者を定めておくこと。

○指揮・命令系統

（※ マニュアル参照）

○指揮・命令、指示・指令の主要項目

（※ マニュアル参照）

○伝達方法

（※ マニュアル参照）

#### （5）応急復旧状況の発表

##### 1) 応急復旧状況の発表時期及び内容

地震等激甚災害

発表時期：定時

発表内容：応急復旧状況（期間も含めて）、迂回路、規制内容

○広報活動について

（※ マニュアル参照）

#### （6）災害視察者の対応

○対応の窓口 → 指令班広報・記録係が担当する。

- 対応の仕方 →・広報・記録係が対応の仕方を定める。
  - ・経路、案内内容、車の手配等の検討
- ※ ・現地視察は視察者によって異なるが、対応者は災害応急復旧作業に極力支障が及ばないようにする。
  - ・応急復旧状況報告等の対応については、記録等の活用を図り、新たな資料の作成は行わない。
  - ・場合によっては、関係機関、地元市町村への連絡が必要である。

### 3. 1-5 大規模災害救援県としての対応

#### (1) 災害の原因・位置・規模の確認

- 災害の原因・位置・規模の確認方法

(※ マニュアル参照)

- ・被災県の被災状況については、大規模災害かどうかの判断をするため、必要最小限の情報を入手するよう努力する。→防災担当課間でやりとりする。（被災規模を聞く）
- ・隣接県から情報を入手するばかりでなく、四国地方建設局等から情報を積極的に収集する。

#### (2) 救援対策室の設置

##### 1) 徳島県外の大規模災害に対する対応

- 徳島県外の大規模災害に対する対応フロー

(※ マニュアル参照)

- 土木部・救援対策室（以下救援対策室）設置基準項目

第3非常体制に相当する災害が近隣地で発生し、土木部本部長が必要と判断した場合  
近隣地からの救援要請、または地建から被災県への救援要請があった場合

- 救援対策室継続基準項目

先発隊からの報告（地建及び他の救援県を含めた全体的な状況判断による）により判断する。

- 急を要すると判断される場合は、救援対策室は、先発隊からの連絡にかかわらず救援出動命令を出すことができるものとする。

「四国における激甚災害時の救援に関する申し合わせ（H 7.6.5）」により、土木部本部長判断により先発隊を送らずに救援隊派遣を行うことができる。

#### (3) 先発隊の派遣

##### 1) 先発隊の派遣

- 先発隊の業務内容と報告について

被災地の状況を把握するとともに、現地対策本部（被災県）からの要請・連絡等が円滑に伝達されるよう調整する。

1. 被災地からの救援要請の窓口として対応
2. 救援対策室との連絡調整
3. 被災地の被災状況把握及び応急復旧状況把握
4. 救援の必要性の判断
5. 被災地災害対策本部への連絡・調整

- 先発隊の編成

災害の種別：地震等大規模災害による複合被災

班 長：監理課工事検査監

班 員：建設管理室技術係長

砂防防災課技術係長

道路保全課技術係長

河川課技術係長

港湾課技術係長

※「四国における激甚災害時の救援に関する申し合わせ（H7.6.5）」より抜粋

- ・救援対策室においては、先発隊からの連絡を受けて救援内容を決定し、救援隊派遣を実施する。
- ・但し、急を要すると判断される場合は、救援対策室は、先発隊からの連絡にかかわらず救援出動命令を出すことができるものとする。

## 2) 救援対策室の救援活動

- ・救援活動の一連の流れ

(※ マニュアル参照)

## (4) 災害対策用機械の出動

- ・人・災害対策用機械等の出動の流れ

(※ マニュアル参照)

## (5) 派遣要員の交替計画

大規模災害現場では衣・食・住環境が悪いことから交替のサイクルとしては3泊4日～5泊6日が限界であり、派遣期間についてはその範囲内で指令班長が決定する。

小規模災害現場においては生活環境は良好であることから、ケースバイケースで指令班長が決定する。

### 1) 救援体制班リスト

派遣要員とその人数は、現地からの要請により個々に異なることから救援対策室・指令班長の指示に従い交替計画を作成する。

### 2) 救援体制班リストにともない交替計画書を作成し、派遣人事係が各人に指令する。

- ・官：土木事務所の派遣者に対しては、人事派遣要請係から土木事務所を通して指示する。

- ・民：民間支援協定等に基づく

○派遣の具体内容の説明は、派遣人事係が担当する。

○交代時の引き継ぎの仕方を記述する。

　伝達事項……業務内容・生活の状況・機器等の引き継ぎ

　引継方法……基本的に引き継ぐ人間が前任者のところに行って引き継ぐ。

○携行品についての引き継ぎをどうするのか記述する。

○交替要員は、地図（詳細－住宅地図等）と携帯電話を必ず持つ。

## (6) 救援中継基地の開設

- ・救援中継基地の選定条件

　被災地に近接した地点に構えること

　近くに病院、修理工場があること

- ・災害の位置、規模により中継基地の設置場所が決定される。

　※どこに、どの程度の規模のものを、いつ設置するか、必要機材、必要事項を記述する。

- ・救援中継基地の開設の流れ

(※ マニュアル参照)

- ・中継基地の機能

(※ マニュアル参照)

## (7) 救援隊の報告義務

- ・救援隊からの報告系統図

(※ マニュアル参照)

### 3. 2 香川県

## 香川県土木部震災対策マニュアル概略

### 第1章 総則

#### 1-1 目的

本マニュアルは、香川県で地震が発生した場合を想定して定めている香川県地域防災計画（震災対策編）を受けて、土木部職員が地震（津波を含む）による災害に速やかに対処するため、地震発生情報の把握、収集、防災体制、収集者把握と職員・家族の安否確認、情報収集、所管施設点検、応急復旧対策及び応援・支援体制等初動時になすべき事項並びに予防計画等をマニュアルに定めた。

#### 1-2 地震想定

香川県地域防災計画（震災対策編）では、災害対策本部の設置基準は過酷な被害が予想される地震の震度5及び6以上（ツナミ警報を含む）を想定している。なお、職員の動員配備計画については震度4から定められている。

この土木部震災対策マニュアル（以下、土木部マニュアルという）では、震度4以上の地震発生を想定する。

#### 1-3 震災対策マニュアル策定の基本方針

土木部マニュアルは、阪神・淡路大震災を教訓に、香川県で発生した震災に対する非常配備体制時の初動態勢、応急復旧対策及び予防計画等について、震災対策活動を的確に実施するために必要な事項について定めるものであり、その後の状況の変化等、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、土木部各課及び各土木事務所等は、土木部マニュアルに基づき、それぞれ所管する施設毎に詳細なマニュアルを必要に応じ定めるものとする。

#### 1-4 土木部マニュアルの範囲

土木部マニュアルは、震度4以上の地震発生直後の収集から初動態勢時の防災業務として、情報の収集、所管施設の点検、応急復旧対策及び他県への救援までの職員の行動について示すものである。

○本マニュアルの全体フロー

（※ マニュアル参照）

### 第2章 配備体制の組織

#### 2-1 土木班（土木部災害対策本部）の設置時期

土木部長は、地震災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合は土木部災害対策本部を設置する。

知事が、災害対策基本法及び香川県地域防災計画（震災対策編）に基づき災害対策本部を設置したとき、土木部災害対策本部は土木班としての活動を開始するものとし、知事が災害対策本部を解散したとき、土木班の活動を終了するものとする。

土木部長は、県の地域において災害の恐れが解消したとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、土木部災害対策本部を解散する。

##### 1) 土木部災害対策本部の設置基準

（※ マニュアル参照）

## 2-2 設置場所

(※ マニュアル参照)

## 2-3 組織及び事務分掌

(※ マニュアル参照)

### 1) 県災害対策本部の組織図

(※ マニュアル参照)

### 2) 土木班（土木部災害対策本部）の設置

土木班体制の流れ

(※ マニュアル参照)

### 3) 土木班（土木部災害対策本部）の組織

土木班（土木部災害対策本部）連絡系統図

(※ マニュアル参照)

### 4) 土木班（土木部災害対策本部）設置後の関係機関連絡系統

関係機関・連絡系統図

(※ マニュアル参照)

### 5) 土木班各課（室）の事務分掌

(※ マニュアル参照)

### 6) 土木事務所等の事務分掌

(※ マニュアル参照)

## 2-4 土木班（土木部災害対策本部）の動員配備基準

(※ マニュアル参照)

## 第3章 初動態勢

### 3-1 目的

防災業務は、初期活動が重要である。初動態勢は、地震・津波による災害に速やかに対処するため、地震発生直後の人命にかかる危険防止及び被害の拡大防止を最優先しなければならない。

このため、地震発生直後の第1段階の活動として、職員の参集、職員等の安否確認、情報の収集、所管施設の点検、災害応急復旧対策の対応について、具体的な内容とその動き方を定めるものである。

#### 1) 業務内容

初期に参集した職員は、早い人から日常の業務内容に関係なく災害応急復旧対策業務として、優先度、緊急度の高いものから実施すること。

夜間参集や震度階が大きく（4→5→6）なればなるほど、初期参集できる人数・メンバーが限定されるとともに、参集の初期メンバーによっては、日常の防災業務に直接係わっていない職員が主体となる可能性もある。

災害応急復旧対策業務については、参集者の間で協議して優先順位、業務範囲をすばやく判断して遂行すること。

以下

(※ マニュアル参照)

### 3-2 職員の動員

#### 1) 職員の動員

あらかじめ定められた土木班（土木部災害対策本部）の動員配備基準に基づいて動員する。

○職員の動員フロー

(※ マニュアル参照)

3-3 活動体制

1) 職員の動員配備

(※ マニュアル参照)

2) 動員方法

(※ マニュアル参照)

3) 指揮・命令・指示・指令

指揮命令権者は、知り得る情報と必要な対策等を総合的に判断し、状況に応じた的確な指揮・命令及び係編成を行う。

指揮・命令ごとに、結果報告・回答の可否と責任者を決めておく。

以下

(※ マニュアル参照)

4) 初動時実施項目総括表

初動態勢時における優先度、緊急度の高い業務内容の項目と時系列な関係については、次のとおりである。

この初動時実施項目については、表中の参考人員が少人数、中人数、多人数の定義は難しいが、阪神・淡路大震災時の状況と業務内容等を総合的に判断して、目安として職員数の割合で少人数を1割程度、中人数を3割程度、多人数を5割以上として計画したものである。

○初動時実施項目総括表

(※ マニュアル参照)

3-4 庁舎の状況把握

震度4以上の地震が発生した場合、庁舎、設備の状況を把握し、不備や不足の事態が生じないことを確認したうえで、行動する。

庁舎・設備状況把握の流れ

(※ マニュアル参照)

3-5 人員配備

班長は、応急対策業務の的確な遂行を図るため、初動時に参考した職員の集合状態を速やかに把握し、土木班（土木部災害対策本部）の動員配備基準の区分に基づき、優先度に応じた土木部災害対策本部司令室付係の組織編成を行うものとする。

初期参考した人数が少人数の場合は、優先度、緊急度の高い業務への係編成を行い、人数が増えた時点で、順次係編成を見直すものとする。

各課及び土木事務所等についても、土木班（土木部災害対策本部）の動員配備基準の区分に基づき、事務分掌を的確に遂行するため、適宜、係の編成を行うものとする。

指揮・命令・指示に基づく報告・回答は、防災態勢上重要である。このため、命令毎に報告・回答の可否と責任者を定めておくこと。

○係編成及び人員配備の流れ

(※ マニュアル参照)

3-6 職員等安否確認

業務遂行のために、まず、班長は、職員等及び職員等の家族の安否確認を十分に行うことと、本務勤務地に参考できない職員、被災して参考できない職員、出張等の職員などの安否確認を行い、参考者と併せて職員等の安否を速やかに把握すること。

また、職員等が安心して業務を遂行できるよう、家族の安全確認、家族との連絡維持がなされるよう特

に配慮するものとする。

○安否確認作業の流れ

(※ マニュアル参照)

### 3-7 情報の収集

防災業務にあたり、班長は情報の収集と得られた情報の一元管理、情報の共有化、情報の更新を十分責任を持って行うことが重要である。

班長は、別に定められた様式等により情報の収集に努めるとともに、その後の事態の推移に応じて情報内容の更新を随時図るものとする。

特に地震発生直後の災害状況を正確かつ迅速に把握するために、多角的な方法で情報の収集に努めるものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

### 3-8 情報の整理

収集した情報の更新は、次の要領で把握する。

以下

(※ マニュアル参照)

○情報の整理・分析作業の流れ

(※ マニュアル参照)

### 3-9 情報の共有化

(※ マニュアル参照)

### 3-10 情報の伝達

班長は、被災状況、道路交通情報、緊急対策活動などの収集した情報の共有化を図るため、本庁と土木事務所等双方において、速やかに確実な方法で伝えるものとする。

(※ マニュアル参照)

### 3-11 所管施設等の点検

所管施設等の点検にあたって重要なことは、所管施設の重大な被害状況の概要把握と二次災害の危険性の把握である。

被災の実態を把握し、緊急対策または応急対策活動、震災対策活動等を円滑に実施するため、所管施設等の点検ならびに許可工作物の点検指示を行うものとする。

この点検は初動態勢における災害調査であり、災害情報の一次調査（震災後直ちに行う、被災状況の全般的把握に努める調査）に該当する。

○施設被害等の状況把握の流れ

(※ マニュアル参照)

#### 1) 点検巡視

点検巡視については、あらかじめ概略方法を検討しておき、施設点検記録表に基づき下記により実施する。

巡視は、参集者数、メンバー、時刻等によって点検方法などを考慮して実施するものとする。

○点検巡視の流れ

(※ マニュアル参照)

#### 2) 点検項目

災害対策マップ等に記載されている重要な施設を対象に、予め定めている点検方法等により、迅速かつ効率的に行い、速やかに被災状況を報告するものとする。

○点検項目表

(※ マニュアル参照)

○点検方法・使用機器・交通手段

(※ マニュアル参照)

○整理・報告

(※ マニュアル参照)

○通信設備・情報機器・庁舎施設の緊急復旧

(※ マニュアル参照)

### 3-1-2 土木部災害対策本部内の連絡・調整

被害状況、応急対策活動状況等の情報交換や災害対応活動については、部内で連絡・調整を絶えず行い、情報の共有化を進め、共通認識、共通の方針をもって臨むものとする。

○土木部災害対策本部内の連絡及び調整項目の流れ

(※ マニュアル参照)

### 3-1-3 他機関との連絡・調整

土木班（土木部災害対策本部）及び土木事務所等は、他機関に対して、必要に応じて情報の連絡、協議・調整を行い、情報を共有して的確・効率的な応急復旧対策活動を行うために、総合調整の円滑化を図るものとする。

○他機関との連絡及び調整項目の流れ

(※ マニュアル参照)

### 3-1-4 被災土木事務所等への救援

1) 救援に関する連絡系統図

(※ マニュアル参照)

2) 土木部災害対策本部内対応可能の場合の救援要請フロー図

(※ マニュアル参照)

3) 救援受入れ窓口の開設

(※ マニュアル参照)

### 3-1-5 緊急輸送路及び迂回路の選定

緊急輸送路及び迂回路の選定にあたっては、県災害対策本部（警察等）、国の機関と協議・調整を図る。

○緊急輸送路及び迂回路の選定の流れ

(※ マニュアル参照)

### 3-1-6 広報

被災地域における所管施設の復旧活動などについて、マスコミをはじめ施設利用者、近隣住民などに対して適時適切な広報を行うことが重要である。

特に災害時は新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディアに対し、被害状況、復旧の見通し等について定期的に発表し、かつ情報発信窓口の一元化を図ることが大切である。

また大災害時は現地プレスセンター等を設置し、専任の広報担当者を常駐させる等の処置も重要な広報手法となる。（県災害対策本部の判断事項）

以下

(※ マニュアル参照)

### 3-1-7 応急復旧状況の周知

○応急復旧状況の周知の流れ

(※ マニュアル参照)

### 3-1-8 応急復旧状況の発表時期及び内容

(※ マニュアル参照)

### 3-19 災害視察者への対応

(※ マニュアル参照)

## 第4章 災害情報

震災後の情報収集、連絡及び広報活動は、震災の把握や震災復旧を円滑に進めるために重要であることから、迅速かつ的確に実施するものとする。

被災状況調査にあたっては、以下の区分で行うものとする。

- ・一次調査：震災後直ちに行う、被災状況の全般的把握に努める調査
- ・二次調査：一時調査後直ちに行う調査で、被害が発見された箇所を中心に被災状況の把握に努める調査
- ・三次調査：本格復旧に向けての調査

### 4-1 情報連絡

#### 1) 情報の収集及び連絡

○体制

(※ マニュアル参照)

○建設業協会との連絡体制

(※ マニュアル参照)

○連絡方法

(※ マニュアル参照)

○処理方法

(※ マニュアル参照)

○一般からの情報連絡

(※ マニュアル参照)

#### 2) 収集情報内容

(※ マニュアル参照)

#### 3) 被災状況調査

(※ マニュアル参照)

#### 4) 情報共有体制

(※ マニュアル参照)

### 4-2 広報活動（土木事務所等として）

パトロール等において施設の異常が発見され、現地等において緊急措置をとる必要があるときは、土木班各課に通報するとともに、必要な広報活動を行う。

#### 1) 施設利用者の危険防止のための必要な措置

(※ マニュアル参照)

#### 2) 施設利用者に理解と協力を求める必要のある事項

(※ マニュアル参照)

## 第5章 応急復旧対策活動

被害状況調査に基づき、全体的な被害状況を把握し、必要に応じて被害の拡大防止を最優先に応急復旧工事を行うものである。

## 5－1 応急復旧対策

(※ マニュアル参照)

# 第6章 救援県としての行動

## 6－1 目的

四国地方、中国地方において地震災害が発生し、被災県独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災県以外の県が相互に協力して、被災県の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、広域応援に関する広域応援協定等を締結している。

## 6－2 救援体制

### 1) 土木部救援対策本部の設置

(※ マニュアル参照)

### 2) 設置場所

土木部救援対策本部の設置場所は、土木監理課内とする。

### 3) 組織及び事務分掌

(※ マニュアル参照)

## 6－3 災害の原因・位置・規模の確認

香川県以外の四国地方（徳島県、愛媛県、高知県）、中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）において大規模な地震災害が発生したときは、次の方法により災害の原因、位置、規模の確認をする。土木部救援対策本部の設置までの間は土木監理課がこの確認（情報の収集）に当たるものとし、土木部救援対策本部設置後は本部の情報・通信係がこの確認（情報の収集）に当たる。

### ○災害原因・位置・規模の確認方法

(※ マニュアル参照)

## 6－4 土木部救援対策本部の設置フロー

### ○土木部救援対策本部の設置フロー

(※ マニュアル参照)

## 6－5 先遣隊の派遣

### 1) 先遣隊の派遣目的

先遣隊の派遣については、被災県の被災状況の確認が困難な場合または被災県との連絡が取れない場合について、被害状況を確認するとともに、被災県との情報交換を行い、迅速かつ的確な支援体制の構築を目的とする。

先遣隊の派遣については、消防防災課等の関係機関と協議の上、土木部救援対策本部が決定する。

### 2) 先遣隊の業務

被災地の状況を把握するとともに、被災県の災害対策本部からの要請・連絡等が円滑に伝達されるよう調整する。

以下

(※ マニュアル参照)

### 3) 先遣隊の構成

先遣隊の職員の構成については、その後の総合的な救援体制を想定し、土木部救援対策本部が決定し、指名する。基本的には、次のとおりとする。

以下

(※ マニュアル参照)

#### 4) 先遣隊派遣実行計画の作成

先遣隊派遣に当たっては、次のことを定めた実行計画を作成する。

以下

(※ マニュアル参照)

#### 5) 先遣隊派遣フロー

(※ マニュアル参照)

#### 6) 先遣隊の業務報告

(※ マニュアル参照)

### 6-6 救援隊の派遣

#### 1) 救援隊の派遣

救援隊の派遣は、被災県独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合に、被災県の救援要請に基づき、その災害対策本部の指揮下にはいり、安全かつ的確な応急対策及び応急復旧活動の遂行を目的とする。

救援隊の派遣については、先遣隊からの情報を受け、消防防災課等の関係機関との協議の上、土木部救援対策本部で決定する。

被災県から救援要請があった場合で、救援内容、時期等が相当程度明確な場合は、先遣隊は派遣せず、消防防災課等の関係機関と協議の上、直接救援隊を派遣することができる。

#### 2) 救援隊の業務

救援隊は、被災県の災害対策本部の指揮下にはいり、安全かつ的確な応急対策及び応急復旧活動を遂行する。

以下

(※ マニュアル参照)

#### 3) 救援隊の構成

救援隊の職員の構成については、派遣する毎に土木部救援対策本部が決定し、指名する。基本的には次のとおりとする。

以下

(※ マニュアル参照)

#### 4) 救援隊派遣実行計画の作成

救援隊派遣に当たっては、派遣（交代）する毎に次のことを定めた実行計画を作成する。

救援要請期間が長く、交代が必要な場合は、関係機関とも協議しながら、救援ロスが生じないように実行計画を逐次作成して、救援隊を交代させる。

以下

(※ マニュアル参照)

#### 5) 救援隊派遣フロー

(※ マニュアル参照)

#### 6) 救援隊の交代

救援隊の交代に当たっては、救援のロスが生じないように派遣期間内で、引き継ぐものとする。

基本的には、引き継ぐ職員が前任者のところへ行って引き継ぎ、引継事項は業務の内容、生活の状況、物資、資機材等とする。

### 6-7 物資、資機材等の供給

被災県から、広域応援協定等に基づき要請があった場合、または、先遣隊あるいは救援隊からの報告要請があった場合には、消防防災課等関係機関との協議により、土木部救援対策本部が物資、資機材等の供給を各団体等に指示するものとする。

## ○物資、資機材等の供給フロー

(※ マニュアル参照)

### 6-8 救援中継基地の開設

#### 1) 救援中継基地の目的

救援中継基地は、救援業務に必要な人員、救援用物資・資機材等を要請に応じ、いち早く被災地に供給するために設置するものであり、被災県との協議、被災県の要請内容に基づき土木部救援対策本部が決定し、設置する。

#### 2) 救援中継基地の選定条件

災害の位置、規模等により、中継基地の設置場所、規模等を選定し、次の条件を考慮すること。

以下

(※ マニュアル参照)

#### 3) 救援中継基地の開設の流れ

(※ マニュアル参照)

#### 4) 中継基地の機能

中継基地の機能には、人に対する機能と物資、資機材に対する機能があり、必要に応じそれぞれの機能を持たせるものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

### 6-9 救援隊の報告義務

#### 1) 連絡手段

適時、的確で計画的な救助活動を行うため、報告は、正確かつ記録に残す文書（FAX）で行うこととする。

FAXによる報告ができない場合は、電話連絡等の口頭によるものとし、あわせて報告事項を報告用紙に記録し、FAXが可能になった時点でFAXするものとする。

#### 2) 報告内容

(※ マニュアル参照)

## 第7章 近隣他県・民間等との応援協定に関する事項

### 7-1 大規模災害における民間等からの救援活動

(※ マニュアル参照)

### 7-2 他県との応援協定

(※ マニュアル参照)

#### 1) 四国における激甚災害時の救援に関する申合せの概要

趣旨

阪神大震災に見られるような激甚災害においては、公共土木施設の早急な復旧が、被災地における避難、救援、消火等の応急救急活動や二次災害の防止及び物資輸送等の活動に、また、社会経済活動の復興にとって喫緊の課題となる。

よって、四国地方において激甚災害（震度7規模の地震等）が発生した場合に、公共土木施設等の早急な復旧を図るため、四国地方建設局、日本道路公団高松建設局、水資源開発公団吉野川開発局並びに四国4県土木部による相互の救援活動を円滑に行えるよう「四国における激甚災害時の救援に関する申合せ」を行ったものである。

以下

(※ マニュアル参照)

## 2) 四国における激甚災害時の救援に関する申合せ

目的

四国管内における道路、河川、砂防、地すべり、がけ崩れ、下水道、建築等の建設省所管施設に関する激甚災害について四国地方建設局、日本道路公団高松建設局、水資源開発公団吉野川開発局（以下四国地方建設局等という）並びに四国4県土木部が連携することにより所管施設の円滑な応急復旧を図り、もって、被災地における災害直後の避難、救援、消火等の応急救助活動や二次災害の防止及び物資輸送等の救助活動に資することを目的とする。

激甚災害にあっては、不確定な情報の下であっても初動期の活動を迅速に行うことが肝要であり、本申合せは、特に初動期から応急対策期の災対法等の救援に関する運用を円滑に行うためのものである。

以下

(※ マニュアル参照)

## 3) 四国4県の広域応援に関する協定

徳島県、香川県、愛媛県又は高知県において、地震等による災害が発生し、被災県独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災県以外の県が相互に協力して、被災県の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

## 4) 中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、災害が発生し、災害を受けた（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災県以外の県が相互に協力して、被災県の応急対策及び応急復旧を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

以下

(※ マニュアル参照)

# 第8章 震前対策

## 8-1 震災教育・訓練

震災教育・訓練は、震後の迅速な復旧を図るために極めて有効であることから、震後の混乱期に重点を置き、震災対策活動体制の確立、情報の収集・連絡、各施設の応急復旧対策活動等に関して、訓練を実施し、震災対策活動の習得及び正確な知識の普及を図るほか、訓練において明らかにされた問題について速やかに改善することにより、震前対策の充実強化を図るものである。

### 1) 震災教育の実施

(※ マニュアル参照)

### 2) 震災訓練の実施

土木部（局）及び土木事務所等において、各関係機関の防災体制と各自の任務に関するこことを習得するため、計画的に訓練を実施するものとする。

(※ マニュアル参照)

## 8-2 情報連絡施設の整備等

震災時の連絡体制を確保するとともに、対応方法について周知することは、必要情報の収集・伝達を円

滑に実施するために必要であることから、機器の保守管理と整備に努めるものとする。

なお、緊急時の連絡手段の優先順位は、土木部マニュアル第4章4-1-1の情報収集及び連絡によるものとする。

#### 1) 連絡方法の確保等

(※ マニュアル参照)

#### 2) 連絡一覧表

土木部(局)各課、土木事務所、ダム管理事務所、高松港管理事務所及び高松港頭地区開発事務所においては、関係機関等の連絡先を記入したものを作成し、職員に周知する措置を講ずるものとする。

### 8-3 施設の点検・整備

施設の現状を把握するための点検は、施設の地震被害の発見や復旧の迅速化はもちろん、施設の耐震性向上のための検討の実施にあたっても重要である。

#### 1) 地震災害危険箇所の把握

(※ マニュアル参照)

#### 2) 施設の補強・対策

耐震点検等で対策が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強等の対策を実施するものとする。

### 8-4 交通及び交通拠点の確保

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設(道路、港湾)及び輸送拠点(公共機関所在地、備蓄基地)について把握し、緊急輸送路の確保とともに、輸送施設と輸送拠点を有機的に連結させた緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

### 8-5 復旧資機材等の整備

施設の応急復旧等を的確、迅速に行うため、必要な人員及び資機材の備蓄並びに確保対策をあらかじめ定めおくものとする。

#### 1) 緊急用資機材等の備蓄

必要な資機材の量については、各土木事務所等で検討し確保するものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

#### 2) 応急復旧用人員及び資機材の確保

施設の応急復旧等を的確、迅速に行うため、(社)香川県建設業協会に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図るものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

#### 3) 応急仮設住宅(プレハブ)建設(支援)体制の確保

地域防災計画(地震対策編)により確保された応急仮設住宅について(社)プレハブ建築協会等と協定により、迅速に建設できるように整備する。

### 8-6 施設特性及び周辺状況等の把握

地震時における危険箇所の把握及び応急復旧対策活動等の円滑な実施を図るために、周辺の状況を含む所管施設の概況を把握する。

以下

(※ マニュアル参照)

## 8-7 復旧活動に関する関係法令等の把握

地震による災害発生にあたっては、避難や救急活動及び二次災害防止等のため、応急復旧活動が必要になるが、法律により定められた活動の手順等がある。次のような場合、必要となる法律の条項がある。

### 1) 緊急輸送路及び迂回路の確保

(※ マニュアル参照)

### 2) 埠頭利用

(※ マニュアル参照)

### 3) 放置車両の撤去と倒壊家屋と家財道具の撤去

(※ マニュアル参照)

### 4) 応急復旧工事の周辺住民への周知と同意

(※ マニュアル参照)

### 5) 避難の勧告・周知

(※ マニュアル参照)

### 6) 応急復旧時の民地利用手続き

(※ マニュアル参照)

## 8-8 整備・検討すべき事項

### 1) 重要施設の設計図書及び管理図書の整備

耐震点検の実施を容易にするほか、被災時の施設の復旧の迅速化を図るため、重要施設の設計書の保管体制を整備するものとする。

(※ マニュアル参照)

### 2) 施設台帳の整備

既往災害歴の作成、占用施設の把握、主要構造物台帳の整備をしておくものとする。

(※ マニュアル参照)

### 3) 緊急時対策マップの作成

各土木事務所等においては、1／5万の管内図に、土木部で所管する施設のうち、耐震点検施設及びその他の情報を加えて、緊急時対策マップを作成しておくものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

## 第9章 動員配備

### 9-1 動員配備

(※ マニュアル参照)

### 9-2 香川県災害対策本部 配備要因名簿

(※ マニュアル参照)

### 9-3 班編成

(※ マニュアル参照)

### 3. 3 愛媛県

## 愛媛県土木部震災対策マニュアル概略

### 1 総則

#### 1. 1 目的

本計画は、愛媛県で地震が発生した場合を想定して定めている愛媛県地震防災計画（愛媛県地域防災計画震災対策編）を受けて、愛媛県土木部が実施する地震災害に対する防災体制、地震災害の応急対策等について定めるものである。

#### 1. 2 地震想定

県地震防災計画では、最も過酷な被害をともなうと思われる地震の震度を7と想定する。

この愛媛県土木部震災対策マニュアル（以下、土木部マニュアルという）では、震度3以上の地震の発生を想定する。

#### 1. 3 土木部マニュアル策定の基本方針

土木部マニュアルは、阪神・淡路大震災を教訓に、愛媛県の地域で発生する震災に対し、常時における準備・対策について所管施設の点検などの震前対策、震後における対策活動を的確に実施するための緊急配備体制、震災活動体制、災害情報並びに、応急対策活動に関する事項について定めたものであり、状況の変化等、必要に応じ見直しを行うものとする。

なお、土木部各課及び各地方局建設部等は、それぞれが所管する施設ごとの内容により、土木部マニュアルに基づき、詳細なマニュアルを必要に応じ定めるものとする。

### 2 震前対策

#### 2. 1 震災教育・訓練

震災教育・訓練は、震後の迅速な復旧を図るために極めて有効であることから、震後の混乱期に重点をおき、震災対策活動体制の確立、情報の収集・連絡、各施設の震災応急対策活動等に関して、訓練を実施し、震災対策活動の習熟及び正確な知識の普及を図るほか、訓練において明らかにされた問題について速やかに改善することにより、震災対策の充実強化を図るものとする。

##### ○震災教育の実施

（※ マニュアル参照）

##### ○震災訓練の実施

（※ マニュアル参照）

#### 2. 2 情報連絡施設の整備等

震災時の連絡体制を確保するとともに、対応方法について周知することは、必要情報の収集・伝達を円滑に実施するために必要であることから、機器の保守管理と整備に努めるものとする。

なお、緊急時の連絡手段の優先順位は、土木部マニュアルの情報収集及び連絡によるものとする。

○連絡方法の確保等

(※ マニュアル参照)

○連絡先一覧表

(※ マニュアル参照)

## 2. 3 施設の点検・整備

施設の現状を把握するための点検は、施設の地震被害の発見や復旧の迅速化はもちろん、施設の耐震性向上のための検討の実施にあたっても重要である。

○地震災害危険箇所の把握

(※ マニュアル参照)

○施設の補強、対策

耐震点検等で対応が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強等の対策を実施する。

## 2. 4 交通及び交通拠点の確保

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点（公共機関所在地、備蓄基地等）について把握し、緊急輸送路の確保とともに、輸送施設と輸送拠点を有機的に連結させた緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

## 2. 5 復旧資機材等の整備

施設の応急復旧等を的確、迅速に行うため、必要な人員及び資機材の備蓄並びに調達、確保対策をあらかじめ定めておくものとする。

○緊急用資機材の備蓄

必要な資機材の量については、各地方局建設部・土木事務所等で検討し確保するものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

○応急復旧用人員及び資機材の確保

施設の応急復旧等を的確、迅速に行うため、（社）愛媛県建設業協会に応援を要請しておくなど、応急復旧用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図るものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

○応急仮設住宅（プレハブ）建設（支援）体制の確保

地震防災計画により確保された応急仮設住宅について、（社）プレハブ建築協会と覚書を締結し、迅速に建設できる体制を整備する。

## 2. 6 施設特性及び周辺状況等の把握

地震時における危険箇所の把握及び応急復旧対策活動等の円滑な実施を図るため、周辺の状況を含む所管施設等の概況を把握する。

以下

(※ マニュアル参照)

## 2. 7 復旧活動に関する関係法令等の把握

地震による災害発生にあたっては、避難や救急活動及び二次災害防止等のため、応急活動が必要になるが、法律により定められた活動の手順等がある。このために必要となる関係法令の把握が必要である。

### ○緊急輸送路及び迂回路の確保

(※ マニュアル参照)

### ○埠頭利用

(※ マニュアル参照)

### ○放置車両の撤去、倒壊家屋と家財道具の撤去

(※ マニュアル参照)

### ○応急復旧工事の周辺住民への周知と同意

(※ マニュアル参照)

### ○避難の勧告・周知

(※ マニュアル参照)

### ○応急復旧時の民地利用の手続き

(※ マニュアル参照)

## 2. 8 整備・検討すべき事項

### ○重要施設の設計図書及び管理図書の整備

耐震点検の実施を容易にするほか、被災時の施設復旧の迅速化を図るため、重要施設の設計書の保管体制を整備するものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

### ○施設台帳等の整備

(※ マニュアル参照)

### ○緊急時対策マップの作成

建設対策部各班においては、1／5万の管内図に、土木部で所管する施設のうち、耐震点検施設及びその他の情報を加えて緊急時対策マップを作成するものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

## 3 緊急配備体制

### 目的

勤務時間外に地震等が発生した場合の配備体制については、関係職員が登庁して体制が整うまでの緊急体制として「地震発生時の緊急配備要領」（昭和58年9月26日付け交第939号。地方振興部長名。以下「要領」という。）に定められているところであるが、公共土木施設等の被害状況の把握及び初期の対応の迅速化を図り、要領に定める緊急配備体制をより効果的に機能させるため、土木部及び土木部関係地方機関における配備体制を確立することを目的とする。

### 定義

(※ マニュアル参照)

### 対象区域

(※ マニュアル参照)

### 3. 1 配備基準

気象庁震度階級に示す震度3以上の地震（別表による）又は津波注意報、津波警報の発表が、土木部にあっては県下のいずれかの地域に発生した場合、又、地方局にあっては所管する区域で発生した場合に対応するものとする。

（※別表 マニュアル参照）

### 3. 2 組織、任務

○組織

（※ マニュアル参照）

○任務

（※ マニュアル参照）

### 3. 3 配備時期

班員は、連絡による情報の入手によるほか、マスコミ等で情報を得たときは、速やかに配備体制につくものとする。

### 3. 4 配備場所

土木部にあっては土木管理課とし、地方機関についてはそれぞれの班員の所属する職場とする。

### 3. 5 配備期間

震度3以上の地震発生により緊急配備体制に就くものとし、その任務を実行する期間は、緊急配備体制と併せて実施される「県地震防災計画」に定める上位体制に引き継ぐまでとする。なお、班長が地震発生地域の状況を把握し問題ないと確認した場合は、交通消防課へその旨を報告した後解散するものとする。

## 4 震災活動体制

### 4. 1 体制の設置及び廃止

知事が、県の地域に地震災害が発生し、又は発生する恐れが生じた場合においてその対策を総合的かつ迅速に行うため、必要と認めるときは、災害対策基本法及び愛媛県災害対策本部条例並びに愛媛県災害対策本部要綱の定めに基づき災害対策本部を設置したとき、土木対策部及び建設対策部の活動を開始するものとし、知事が災害対策本部を廃止したとき、土木対策部及び建設対策部としての活動を終了するものとする。

ただし、県内に震度3又は4の地震が発生した場合は「県地震防災計画」による警戒体制、特別警戒体制をとるものとし、配備期間については防災担当部局の判断によるものとする。

以下

（※ マニュアル参照）

### 4. 2 土木対策部の組織、任務

土木対策部の組織、任務については、県地震防災計画により、以下のとおりとする。

○組織

（※ マニュアル参照）

○土木対策部各班の任務

(※ マニュアル参照)

4. 3 土木対策部の活動体制

○連絡体制

(※ マニュアル参照)

○出動体制

(※ マニュアル参照)

○指揮系統体制

「県地震防災計画」の土木対策部の組織による。

○代行指揮体制

本部長不在の場合は、「県地震防災計画」に基づき、副部長が本部長の職務を代行をする。

○支援体制

(※ マニュアル参照)

4. 4 建設対策部の組織、任務

○組織

(※ マニュアル参照)

○建設対策部各班の任務

建設対策部の各班は、地方局建設部、土木事務所、ダム管理事務所及びダム建設事務所等の職員をもって充て、震災対策事務等の遂行に努めるものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

4. 5 建設対策部の活動体制

建設対策部各班は、地震発生時の対応が円滑かつ適切に行われるよう、活動体制を定めておくものとする。

○連絡体制

(※ マニュアル参照)

○出動体制

(※ マニュアル参照)

○指揮系統体制

「県地震防災計画」の建設対策部の組織によるものとする。

○代行指揮体制

建設対策部長及び各班長が不在の場合は、課長以上の職にあるものをもって充てる。

○支援体制

(※ マニュアル参照)

5 災害情報

震災後の情報収集、連絡及び広報活動は、震災の把握や震災復旧を円滑に進めるために重要であることから、迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、被災状況調査にあたっては、以下の区分で行うものとする。

※一次調査：震災後直ちに行う、被災状況の全般的把握に努める調査

※二次調査：一次調査後直ちに行う調査で、被害が発見された箇所を中心に被害状況の把握に努める調査

※三次調査：本格復旧に向けての調査

## 5. 1 情報連絡

### ○情報収集及び連絡

(※ マニュアル参照)

### ○収集情報内容

(※ マニュアル参照)

### ○情報共有体制

災害対策本部、同支部及び関係機関が当該震災状況等に対して共通認識を持つことによって、調和のとれた効率的な応急対策活動を期すとともに、災害対策本部の行う応急対策活動に係る総合調整の円滑化に資するため災害対策本部において情報の共有を図るものとする。

以下

(※ マニュアル参照)

## 5. 2 広報活動（建設対策部として）

パトロール等において施設の異常が発見された場合、現地等において臨時の措置をとるとともに、災害対策本部に通報し、必要な広報活動を行う。

### ○施設利用者の危険防止のための必要事項

(※ マニュアル参照)

### ○施設利用者に理解と協力を求める必要のある事項

道路が被害を受け、周辺に影響が予想される場合、あるいは復旧までに長時間をする場合などにあっては、市町村の協力を得て周辺住民に対して理解と協力を求める広報を行う。

### 3. 4 高知県

#### 高知県震災対策初動マニュアル（災害対策本部）概略

##### 3. 4-1 配備体制

配備体制	配備基準	動員体制
震災第1配備 (警戒体制)	(津波) 津波注意報「15区津波注意」が発表されたとき	○消防交通安全課の職員 ○災害関係課の職員（あらかじめ定めた職員）
震災第2配備 (厳重警戒体制)	(地震) 県内に震度4以上の地震が発生したとき	○消防交通安全課の全職員 ○災害関係課の職員（あらかじめ定めた職員） ○災害対策本部事務局の職員（人事課、広報広聴課） ○本庁の課室長 ○本部連絡員、各課連絡員全員 ○出先機関にあっては出先機関の長及び長が指名する職員（2名）
状況に応じて災害対策本部設置	(津波) 津波警報「15区津波」が発表されたとき	○消防交通安全課の全職員 ○災害関係課の職員（あらかじめ定めた職員） ○災害対策本部事務局の職員（人事課、広報広聴課） ○本庁の課室長 ○本部連絡員及び各課連絡員全員 ○出先機関にあっては所管区域に海岸を有する出先機関の長及び長が指名する職員（2名）
震災第3配備 (災害対策本部設置)	(地震) 県内に震度5強以上の地震が発生したとき	○県職員全員
	(津波) 津波警報「15区大津波」が発表されたとき	○本庁の全職員 ○出先機関にあっては所管区域に海岸を有する出先機関の全職員

○災害関係課：防災砂防課、河川課、港湾課、漁港課等

○「15区」とは、気象庁の定める津波予報区域の区分で、高知県、徳島県、愛媛県の太平洋沿岸部がこれに含まれる。

○津波に関する気象庁の予報区分

- ・津波注意報「津波注意」で予想される津波の波高は、数十センチメートル
- ・津波警報「津波」で予想される津波の波高は、数十センチメートルから2メートル
- ・津波警報「大津波」で予想される津波の波高は、1メートルから3メートル

○震度の解説は、別紙「気象庁震度階級解説（抜粋）」参照

○第2配備における災害対策本部設置についての判断は、発生又は発生が予想される災害の程度により、災害対策本部長が行う。

### 3. 4-2 配備に関する情報連絡体制

#### (1) 第1配備

(※ マニュアル参照)

#### (2) 第2配備

(※ マニュアル参照)

#### (3) 第3配備

第2配備と同じ。

### 3. 4-3 各配備体制ごとに行わなければならない業務の概要

#### (1) 震災第1配備（津波注意報発表）

事項	担当課等	連絡先	
注意報に関する情報収集	消防交通安全課		
注意報の伝達 (防災行政無線一斉通報)	消防交通安全課	沿岸部（災害対策）支部、沿岸部土木事務所等 沿岸部市町村、沿岸部消防本部、陸上自衛隊高知駐屯地 ※勤務時間外において消防交通安全課の職員が不在の場合は守衛が行う ※災害関係課に対しても同様の情報伝達を行うとともに、勤務時間中の場合は府内放送を通じ全庁に対し適宜必要な情報伝達を行う	
市町村等の対応状況確認 及び指導	消防交通安全課	沿岸部市町村、沿岸部消防本部	
被害情報の収集	消防交通安全課	沿岸部市町村（警察、消防本部）	
国に対する被害報告	消防交通安全課	消防庁	
水門、陸こう等の操作	港湾課 河川課	関係土木事務所等	
(職員の召集)	(人事課)	(関係各主管課等)	特に必要と認め消防交通安全課長が要請した場合
(災害広報)	(広報広聴課)	(報道機関)	

○沿岸部（災害対策）支部：室戸、安芸、南国、高知、高岡、須崎、幡多の各支部

○沿岸部土木事務所等：窪川、中村、土佐清水、宿毛の各土木事務所及び高知河港事務所

（※室戸、安芸、南国、高知、伊野、須崎の各土木事務所は支部と重複）

○沿岸部市町村：区域内に海岸を有する市町村に、河川を津波が遡上する恐れのある町村（野市町、北村町）を加えた26市町村

○沿岸部消防本部：室戸市、安芸市、南国市、高知市、土佐市、土佐清水市の各市消防本部と中芸、香南、土佐山田、仁淀、高幡、幡多中央、幡多西部の各組合消防本部

○津波注意報が警報に切り替えられた場合は直ちに第2配備に移行する。

※以下各配備体制において同じ

(2) 震災第2配備 (震度4以上の地震発生)

事項	担当課等	連絡先
地震情報の伝達 (防災行政無線一斉通報)	消防交通安全課	防災行政無線全局  ※勤務時間外において消防交通安全課の職員が不在の場合は守衛が行う ※災害関係課に対しても同様の情報伝達を行うとともに、勤務時間中の場合は庁内放送を通じ全庁に対し適宜必要な情報伝達を行う
市町村の対応状況確認及び指導	消防交通安全課	全市町村
被害情報の収集	消防交通安全課 各課	市町村 各出先機関 防災関係機関
国に対する被告報告	消防交通安全課	消防庁
災害対策本部設置準備 (本部の設営準備、職員の動員規模の決定及び召集準備)	消防交通安全課 人事課 広報広聴課	知事、副知事、災害対策本部員、各主管課長 (本部連絡員)
災害広報	広報広聴課	報道機関
各課室長の召集	各部局主管課長	所管各課室長
災害対策本部設置に備えて待機 (災対本部が設置された場合は本部参考)	本部連絡員	各部及び各課連絡員
各課連絡員の召集 被害情報の収集 関係各出先機関への指示等	各課	各課連絡員 関係各機関、各出先機関 (各部及び各課マニュアルに従って行動)

(3) 震災第2配備（津波警報発表）

事項	担当課等	連絡先
警報の伝達 (防災行政無線一斉通報)	消防交通安全課	沿岸部（災害対策）支部、沿岸部土木事務所等 沿岸都市町村、沿岸部消防本部、陸上自衛隊高知駐屯地 ※勤務時間外において消防交通安全課の職員が不在の場合は守衛が行う ※災害関係課に対しても同様の情報伝達を行うとともに、勤務時間中の場合は庁内放送を通じ全庁に対し適宜必要な情報伝達を行う
市町村の対応状況確認 及び指導	消防交通安全課	沿岸都市町村、沿岸部消防本部
被害情報の収集	消防交通安全課 各課	沿岸都市町村 各出先機関 防災関係機関
国に対する被害報告	消防交通安全課	消防庁
災害対策本部設置準備 (本部の設営準備、職員の動員規模の決定及び召集準備)	消防交通安全課 人事課 広報広聴課	知事、副知事、災害対策本部員、本部連絡員、各主管課長
水門、陸こう等の操作	港湾課 河川課	関係土木事務所等
災害広報	広報広聴課	報道機関
各課室長の召集	各部局主管課長	所管各課室長
災害対策本部設置に備えて待機 (災対本部が設置された場合は本部参集)	本部連絡員	各部及び各課連絡員
各課連絡員の召集 被害情報の収集 関係各出先機関への指示等	各課	各課連絡員 関係各機関、各出先機関 (各部及び各課マニュアルに従って行動)

(4) 震災第3配備（震度5強以上の地震発生、津波警報（15区大津波）発表）

※災害対策本部設置（災害対策本部の主な業務参照）

### 3. 4-4 災害対策本部

- (1) 災害対策本部の組織  
※マニュアル参照
- (2) 災害対策本部の主な業務
  - 災害対策本部会議  
　災害対策上の重要案件（応急対策計画の策定、各部の業務の調整、各種情報の集約等）に関する協議を行う。
  - 災害対策本部事務局  
※マニュアル参照
  - 各部  
　災害対策本部長の命を受け、部の災害情報のとりまとめ、本部からの情報の伝達、及び各種災害応急対策等を部を構成する各班を指示して実施。（具体的業務内容は、災害対策本部規程、災害対策本部要綱及び各部マニュアルによる。）
  - 各班  
　各部長の命を受け、出先機関、関係機関等からの災害情報の収集及び伝達、各種災害応急対策等の具体的実施。（具体的業務内容は、災害対策本部規程、災害対策本部要綱及び各課マニュアルによる。）
  - 各支部  
　必要に応じて設置。災害対策本部長の命を受け管轄区域における情報収集、伝達及び各種災害応急対策等を実施。特に、市町村から本部への情報伝達が困難な場合に直接情報収集にあたる。（具体的業務内容は各支部規程による。）
  - 地方連絡部  
　必要に応じて設置。災害対策本部長の命を受け、災害状況の政府関係機関への報告、災害対策物資等の確保等を行う。
  - 現地災害対策本部  
　必要に応じて設置。局地的に甚大な災害が発生した場合等に、災害対策本部長の指名する現地災害対策本部長の指揮のもとに、災害現地において情報収集、災害応急対策等を行う。
  - 防災会議構成機関  
　防災会議を構成する県以外の各機関からの災害情報の収集、提供、災害応急対策に関する関係機関相互の連絡調整を行う。
- (3) 災害情報の流れ  
（※ マニュアル参照）
- (4) 緊急時連絡先一覧  
（※ マニュアル参照）
- (5) 災害対策本部配置図  
（※ マニュアル参照）

### 3. 4-5 災害対策本部要員連絡先一覧

- (1) 本部長、副本部長、本部員  
（※ マニュアル参照）
- (2) 本部事務局職員  
（※ マニュアル参照）

(3) 災害対策本部本部連絡員名簿

(※ マニュアル参照)

(4) 気象庁震度階級解説（抜粋）

(※ マニュアル参照)

(5) 土木部監理課震災対策初動マニュアル

○配備基準及び動員体制

(※ マニュアル参照)

○指揮命令系統及び個々の役割分担

(※ マニュアル参照)

(6) 災対要員連絡簿及び収集所要時間並びに連絡体制表

(※ マニュアル参照)